

令和4年1月13日

保護者様

三木市立別所中学校
校長 坂田 直裕

「インフルエンザ用登校届」の提出について

平素から、本校の教育についてご理解とご協力を賜りましてありがとうございます。

さて、お子様がインフルエンザに罹患した場合には、学校保健安全法第19条の規定により、学校長の判断のもと医師の登校許可が出るまで出席停止となります。病院でインフルエンザと診断された場合は、保護者の皆様が「インフルエンザ用登校届」に必要事項を記入し、登校する際に学校にご提出いただきますようお願いいたします。

なお、令和元年度から、総務省通知により学校に再出席する場合に病院で記入してもらう学校感染症登校連絡票（治癒証明書）は不要となりました。

- インフルエンザと診断された場合は、学校へご連絡ください。
- インフルエンザの場合、次の2つの条件のどちらともを満たさなければ登校できません。
 - ① 発症した日の次の日から5日経過している。
 - ② 解熱した日の次の日から2日経過している。※この間は、「出席停止」の扱いになります。
【学校保健安全法施行規則第19条】
- 登校する日に、必要事項を記入した「インフルエンザ用登校届」を提出してください。（裏面を使用してください。ホームページにもアップしています。必要に応じて印刷し、ご使用ください。）
※医療機関で書いてもらう必要はありません。
- その他の感染症については、従前どおり医師作成の学校感染症登校連絡票が必要になります。